

令和6年2月28日

令和5年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和6年2月28日会議提出議案一覧表

議案第40号	令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第9号）	・・・	別冊
議案第41号	令和6年度鳥羽市一般会計予算	・・・	別冊
議案第42号	令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第43号	令和6年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第44号	令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第45号	令和6年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算	・・・	別冊
議案第46号	令和6年度鳥羽市水道事業会計予算	・・・	別冊
議案第47号	令和6年度鳥羽市下水道事業会計予算	・・・	別冊
議案第48号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	・・・	1
議案第49号	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	・・・	3
議案第50号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・・・	5
議案第51号	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・・・	8
議案第52号	鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について	・・・	11
議案第53号	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・	13
議案第54号	鳥羽市介護保険条例の一部改正について	・・・	19
議案第55号	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	・・・	21
議案第56号	鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	・・・	23
議案第57号	鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	・・・	28
議案第58号	鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	・・・	30
議案第59号	鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について	・・・	32
議案第60号	定住自立圏形成協定の変更について	・・・	45
議案第61号	三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について	・・・	48

議案第 48 号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律名が変更されたことから、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に
関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調
和に関する条例(平成30年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第15号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する
法律」に改める。

(鳥羽市漁港管理条例の一部改正)

第2条 鳥羽市漁港管理条例(昭和45年条例第2号)の一部を次のように改正す
る。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改
める。

(鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成26年条例第
22号)の一部を次のように改正する。

別表第2第9項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法
律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 49 号

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 5 0 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

保育所における保健の業務増加による負担の増大に鑑み、保育所医及び保育所歯科医の報酬額を改定したく、本提案とするものである。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「

保育所医	年 額	1 保 育 所 に つ き 122,000円に幼児 1 人につき260円を乗 じて得た額を加え た額	同
保育所歯科医	年 額	1 保 育 所 に つ き 122,000円に幼児 1 人につき260円を乗 じて得た額を加え た額	同

」を「

保育所医	乳 幼 児 の 数 40 人 超	年 額	1 保 育 所 に つ き 224,000円に乳幼児 1 人につき400円を 乗じて得た額を加 えた額	同
	乳 幼 児 の 数 40 人 以 下	年 額	1 保 育 所 に つ き 145,000円に乳幼児 1 人につき400円を 乗じて得た額を加 えた額	

保育所歯科医	乳幼児 の数 40 人超	年 額	1 保 育 所 に つ き 224,000 円 に 乳 幼 児 1 人 に つ き 400 円 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 え た 額	同
	乳幼児 の数 40 人以下	年 額	1 保 育 所 に つ き 145,000 円 に 乳 幼 児 1 人 に つ き 400 円 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 え た 額	

」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 1 号

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」を「、期末手当、勤勉手当」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与条例第44条（第44条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第25条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第44条（第44条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

議案第 5 2 号

鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥羽市手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号イ中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 53 号

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
」を「

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条）
」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第13条第6項中「又は」を「及び」に改める。

第14条第1項中「以下」の次に「同じ」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第

4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第43条第6項中「又は」を「及び」に改める。

第46条中「規程」の次に「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を加える。

第52条第3項中「場合には、」の次に「特定地域型保育には」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電子的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をい。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対

し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

鳥羽市介護保険条例の一部改正について

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定したく、本提案とするものである。

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥羽市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,558円」を「38,110円」に改め、同項第2号中「52,806円」を「57,375円」に改め、同項第3号中「60,930円」を「57,794円」に改め、同項第4号中「73,116円」を「75,384円」に改め、同項第5号中「81,240円」を「83,760円」に改め、同項第6号中「93,426円」を「96,324円」に改め、同項第7号中「101,550円」を「104,700円」に改め、同項第8号中「117,798円」を「121,452円」に改め、同項第9号中「125,922円」を「138,204円」に改め、同項第10号中「134,046円」を「146,580円」に改め、同項第11号中「142,170円」を「154,956円」に改め、同項第12号中「154,356円」を「167,520円」に改め、同項第13号中「162,480円」を「175,896円」に改め、同条第2項中「24,372円」を「23,871円」に改め、同条第3項中「40,620円」を「40,623円」に改め、同条第4項中「56,868円」を「57,375円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その10円未満の端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、補償基礎額を改正したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長・班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた鳥羽市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 56 号

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、所要の改正をいたしたく、本提案とするものである。

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

2 汚水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。）を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

（下水道事業の法の適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条に次の1項を加える。

4 下水道事業の処理区域、処理人口及び処理水量は、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画のとおりとする。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）」を「令」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第4条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第6条（見出しを含む。）中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第7条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項中

「の各号」を削り、同項第3号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計条例の廃止)

- 2 鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計条例（平成4年条例第1号）は、廃止する。

(鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計条例の規定による鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）に係る令和5年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際旧特別会計に属する権利及び義務は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定による下水道事業に関する会計に帰属するものとする。

(鳥羽市分課組織条例の一部改正)

- 5 鳥羽市分課組織条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中「水道課」を削る。
第12条を削り、第13条を第12条とする。

(鳥羽市情報公開条例の一部改正)

- 6 鳥羽市情報公開条例（平成12年条例第27号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「水道事業管理者」を「地方公営企業の管理者」に改める。

(鳥羽市職員定数条例の一部改正)

- 7 鳥羽市職員定数条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第1条中「、農業委員会」を「及び農業委員会」に改め、「水道企業」の次に「、下水道企業」を加える。

第2条第8号中「水道企業」の次に「及び下水道企業」を加える。

(鳥羽市公共下水道条例の一部改正)

8 鳥羽市公共下水道条例（平成8年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第2号中「規則」を「規程」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第11条及び第12条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条第2項中「規則」を「規程」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第2項及び第3項、第17条、第18条第1項並びに第19条中「市長」を「管理者」に改める。

第20条及び第22条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第23条及び第25条中「市長」を「管理者」に改める。

第26条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「規則」を「規程」に改める。

（鳥羽市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による改正前の鳥羽市公共下水道条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の鳥羽市公共下水道条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

（鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一

部改正)

- 10 鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第5号、第5条第1号、第6条第2号並びに第8条第6号中「市長が」を「規程で」に改める。

第9条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中「規程」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

第11条中「規則」を「規程（都市下水路に関し必要な事項にあつては、規則）」に改める。

（鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正）

- 11 鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条第1項及び第3項、第7条、第8条並びに第10条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則」を「規程」に改める。

（鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この条例の施行日前に、前項の規定による改正前の鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の鳥羽市公共下水道事業受益者分担に関する条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

（鳥羽市給水条例の一部改正）

- 13 鳥羽市給水条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「鳥羽市水道事業の設置等に関する条例」を「鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

議案第 57 号

鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

企業職員である会計年度任用職員について、給与等の支給に関する規定を明記したく、本提案とするものである。

鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「及び鳥羽市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和58年
条例第11号）」を「、鳥羽市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和
58年条例第11号）及び鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
（令和元年条例第23号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市給水条例及び鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
(鳥羽市給水条例の一部改正)

第1条 鳥羽市給水条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第36条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 59 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について

鳥羽市辺地の総合整備計画を次のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 2月28日 提 出

令和6年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市神島町、菅島町、答志町、桃取町、坂手町及び石鏡町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく計画を策定したく、本提案とするものである。

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市神島町辺地

(辺地人口： 291 人、面積 0.76 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 神島町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市神島町 5 2 番地

(3) 辺地度点数 1 6 8 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける神島町辺地は、鳥羽港の北東約 1 4 k m の海上に浮かぶ周囲 3 . 9 k m の島です。三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となったことで有名なこの島は、平成 1 8 年にロマンチックなデートスポットとして「恋人の聖地」に認定されています。また、1 0 月頃になるとアサギマダラ（蝶）やサシバ（鷹）の渡りが見られる自然の宝庫でもあります。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では、常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、神島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、X 線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般 X 線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、神島分団が使用している普通ポンプ自動車は、平成 1 3 年に配備され日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管

理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

島の子どもたちの教育環境を確保するため、神島中学校の体育館における照明器具の取替や施設改修を図るほか、教員が島内に居住するための住宅施設が老朽化していることから教員住宅の修繕を行い、児童・生徒と教員を含めた島民全体の教育環境を確保します。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)	鳥羽市	23,691	4,279	19,412	10,000
神島診療所 (医療施設整備事業)	鳥羽市	5,720	2,860	2,860	2,800
神島消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)	鳥羽市	21,500	0	21,500	21,500
神島中学校 (中学校管理業務)	鳥羽市	11,594	3,864	7,730	7,700
神島教員住宅 (中学校管理業務)	鳥羽市	15,000	0	15,000	15,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市菅島町辺地

(辺地人口： 476 人、面積 4.45 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 菅島町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市菅島町40番地

(3) 辺地度点数 118点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける菅島町辺地は、鳥羽港の東約7kmの海上に浮かぶ周囲13kmの島です。毎年7月に開催される、「しろご祭」は海女が主役の祭典であり、島は活気にあふれます。また、秋から冬にかけて、島の大山山頂付近の紅ツゲの群生が紅葉する美しい風景も風物詩となっています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、菅島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、一般X線撮影装置を更新するとともに、調剤時に使用する分包機の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため薬剤自動分割分包機に更新するなど、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、菅島町の消防団が使用している消防団格納庫は、昭和45年に建築され修繕等を行いながら、現在まで消防団の活動拠点として使用してきましたが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、また地震

等の災害により倒壊の恐れもあることから新たに消防団格納庫を建替え、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名 事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)	鳥羽市	66,864	12,077	54,787	27,200
菅島診療所 (医療施設整備事業)	鳥羽市	7,700	3,850	3,850	3,800
菅島消防施設 (消防施設整備維持管理 経費事業)	鳥羽市	33,000	0	33,000	33,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市答志町辺地

(辺地人口： 1,284 人、面積 4.39 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 答志町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市答志町 9 4 番地 1

(3) 辺地度点数 1 5 6 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島（答志町）は、鳥羽港より北東に約 9. 7 k m の海上に位置する島です。島内には古墳が点在し、平安期には答志郷と呼ばれていました。答志町辺地は島の東側に位置し、若者が共に寝泊りする寝屋子制度が受け継がれ、古くからの文化や歴史が息づいています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

また、答志中学校運動場の防球ネット支柱の老朽化が進んでいることから、改修工事を行い、生徒の教育環境の充実と安全・安心の確保を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	143,695	25,955	117,740	58,900
答志中学校防球ネット改修工事 (中学校管理業務)		鳥羽市	1,287	0	1,287	1,200

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市桃取町辺地

(辺地人口： 494 人、面積 3.49 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 桃取町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市桃取町 2 2 9 番地

(3) 辺地度点数 1 3 3 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島(桃取町)は、鳥羽港より北に約4.7kmの海上に位置する島です。桃取町辺地は答志島の西部に位置し、地名は昔、この地にヤマモモの大樹があったことに由来しているといわれています。自然あふれるこの島には、昭和30年に県の天然記念物に指定されたヤマトチバナの古木があり、昭和44年には市の木に指定されました。島では漁業が盛んなことから、豊漁と安全を祈願する祭りが毎年行われています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、桃取診療所では、デジタルラジオグラフィシステム(フラットパネルディスプレイ検出器を利用したデジタルX線検査)を導入するとともに、X線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般X線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	104,414	18,859	85,555	42,800
桃取診療所 (医療施設整備事業)		鳥羽市	8,070	4,035	4,035	4,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市坂手町辺地

(辺地人口： 266 人、面積 0.51 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 坂手町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市坂手町 3 3 9 番地

(3) 辺地度点数 1 2 6 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける坂手町辺地は、鳥羽港より東に約 2.4 k m の海上に浮かぶ周囲 3.8 k m の島で、本市 4 有人離島のうち 1 番小さく本土から最も近い島です。島の北部は答志島、東側は菅島に、西側と南側は本土に面しているため、4 島の中では最も波静かな海域内にありますが、平地は少なく、島の周囲は山肌が直接海に落ち込む急峻な海岸線を形成しており、標高 112 m の山腹に沿って階段状に民家が密集する漁村特有の街並みを形成しています。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、坂手診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、X線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般X線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

坂手町の消防団が使用している坂手分団格納庫は、昭和 48 年に建築され修繕等を行いながら、現在まで消防団の活動拠点として使用してきましたが、沿

岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しいため、消防団格納庫を改築し、消防団員が安心して活動できるよう更なる充実を図ります。

また、坂手分団が使用している小型動力ポンプは、日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、新しく小型動力ポンプを購入し、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)	鳥羽市	54,913	9,918	44,995	22,300
坂手診療所 (医療施設整備事業)	鳥羽市	5,720	2,860	2,860	2,800
坂手消防施設 (消防施設整備維持管理経費事業)	鳥羽市	33,000	0	33,000	33,000
坂手消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)	鳥羽市	2,000	0	2,000	2,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市石鏡町辺地

(辺地人口： 367 人、面積 1.44 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 石鏡町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市石鏡町185番地

(3) 辺地度点数 143点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

石鏡町辺地は、鳥羽市の東端部に位置する人口約360人の集落です。伊勢湾口と熊野灘の好漁場に面し、古くから漁村として栄えてきました。現在は陸上交通が確保されているものの、昭和48年にパールロードが開通するまでは市営定期船による海上交通が、この地域の住民の主な交通手段でした。

鏡浦分団（石鏡）が使用している小型動力ポンプ付積載車は、平成13年に配備され日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

中央公民館石鏡分館は昭和59年3月に完成し、津波・風水害等の避難所に指定されていますが、分館前広場において地盤沈下によるクラックが発生し段差が生じています。利用者が転倒するなどの危険性があるため、段差解消を目的にアスファルト舗装を行い、利用者の安全を確保し利便性の向上を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
鏡浦消防施設 (消防車両等整備維持管理 経費事業)	鳥羽市		8,500	0	8,500	8,500
中央公民館(石鏡分館) (公民館維持管理事業)	鳥羽市		4,067	0	4,067	4,000

議案第 6 0 号

定住自立圏形成協定の変更について

伊勢市との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更することについて、鳥羽市議会基本条例第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

伊勢志摩圏域における自転車の活用推進及びインクルーシブスポーツ環境の充実を図るため、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更したく、本提案とするものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1に次の1表を加える。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
自転車 の活用 推進	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。

別表第2の4の表に次のように加える。

インクルーシブスポーツ環境の充実	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。	乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。	甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。
------------------	-------------------------------	--	----------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 伊勢市岩淵一丁目 7 番 29 号

伊勢市

伊勢市長

乙 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

鳥羽市

鳥羽市長

議案第 6 1 号

三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

三重地方税管理回収機構規約（平成 1 6 年三重県指令地振 0 4－1 0 2 1 号）の一部を変更する規約を次のように定めることに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 6 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

三重地方税管理回収機構が共同で処理をする事務について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税を追加するため、議会の議決を得たく本提案とするものである。

三重地方税管理回収機構規約の一部を変更する規約

三重地方税管理回収機構規約（平成 16 年三重県指令地振第 04-1021 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項中「いる地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。